

○工事現場に掲げる現場表示板及び説明看板について

平成 24 年 3 月 制定

平成 27 年 4 月 改正

平成 31 年 2 月 改正

令和 5 年 10 月 改正

営 繕 課

工事現場に掲げる現場表示板等については次のとおり定める。

1 対象工事

- (1) 現場表示板を掲示する工事は、設計金額に関わらず、全ての建設工事とする。ただし、掲示が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。
- (2) 説明看板を掲示する工事は、次の工事とする。(原則、建築一式工事のみを対象とする)
 - ・公募型建築プロポーザル方式の対象工事
 - ・公募型設計競技方式の対象工事
 - ・新築・増築・改築及び大規模改修工事のうち、工事発注時にパース等がある工事
 - ・発注者が必要と認める工事

2 費用について

現場表示板及び説明看板は共通仮設費に含む。

3 掲示項目について

- (1) 記載事項は、次のとおりとする。

具体的には別紙の《現場表示板の例》、《説明看板の例》及び「建築工事監理指針」2.3.1(d)を参考とすること。

また、現場表示板等は製作前に監督職員の承諾を得ること。

《現場表示板》

- ア 工事名称
- イ 施工者
- ウ 工期
- エ 発注者

※監理が広島県土木建築局営繕課以外の場合は、監理者を記載すること。

※発注者、施工者の連絡先を記載すること。

《説明看板》

- ア 完成予想図
- イ 工事概要
- ウ その他必要事項

(2) (1) の他、必要に応じて、次の標識等を工事現場（公衆の見やすい場所等）に掲げる。

- ア 建設業法の許可票（建設業法第40条）
- イ 建築基準法による確認済の表示（建築基準法第89条）
- ウ 労災保険関係成立票（労災保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条）
- エ 道路占用許可証（道路法第32条、道路法施行令第7条申請による許可条件）
- オ 道路使用許可証（道路交通法第77条申請による許可条件）
- カ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識
- キ 施工体系図、下請け業者に対する現場への掲示文等（建設業法第24条の7）
- ク 石綿作業主任者等の掲示、事前調査結果等の掲示、「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」の掲示、「特定粉じん排出等作業」の掲示等（大気汚染防止法等）
- ケ 登録電気工事業者登録票等（電気工事業の業務の適正化に関する法律第25条、規則第12条）
- コ 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書（資源有効利用促進法）
- サ 週休二日適用工事現場標識（任意様式）
- シ 確認結果票（建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定））
- ス その他

※看板の掲示状況が分かる写真を必ず撮影すること。

《 現場表示板の例 》

900		
○ ○ ○ ○ ○ 工 事		
		
施 工 者	○○○○建設 電話○○○-○○○-○○○○	600
工 期	令和○○年○○月○○日 ～令和○○年○○月○○日	
発 注 者	広島県土木建築局営繕課 ○○グループ 電話 082-513-○○○○	

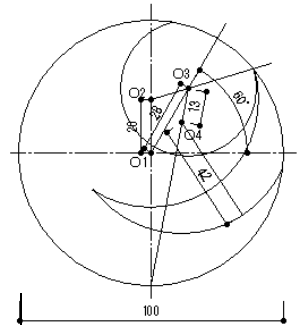
大きさ：縦 600×横 900mm 程度

材 質：ベニヤ、プラスチック、金属など風雨に耐えるもの

色 色：背景はマンセル5 Y 9 / 2、県章は4 R 4 / 11 とする。

文 字：書体は角ゴシック

県章の図法：右図のとおり



《 説明看板の例 》

900		
完成予想図		
	<p>工事概要</p> <p>鉄筋コンクリート造</p> <p>5階建て</p> <p>建築面積 1000㎡</p> <p>延床面積 5000㎡</p>	600
<p>広島県立併設型中高一貫教育学校新築工事</p>		
<p>広 島 県 土 木 建 築 局 営 繕 課</p>		

大きさ及び材質は、現場表示板に準じ、完成予想図等は、カラーコピーをラミネート加工した程度とする。